

鳥取県公報

(昭和41年4月15日第三種郵便物認可)

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日)

目次

◇規則 鳥取県皇族奉迎本部設置規則

◇訓令 鳥取県皇族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程

(組織)
 第三条 本部に、次の各号に掲げる部を置き、それぞれ当該各号に定める事務を分掌させる。

一 総務部

イ 奉迎事務の統括に関する事項
 ロ 各部局の連絡調整に関する事項
 ハ 宮内庁その他事迎関係機関との連絡に関する事項

ニ 謹日程の作成及び御視察箇所の選定に関する事項
 ホ 御宿泊所及び御昼食所の設備に関する事項

ヘ 御宿泊及び御昼食に関する事項
 ヘ 御説明に関する事項
 テ 自動車お預け及び列外車の歸成に関する事項

鳥取県皇族奉迎本部設置規則をここに公布する。
 昭和四十一年六月一日

鳥取県知事 石破二朗

(皇族奉迎本部の設置)

第一条 皇族のご来県をいただき、第八回国立公園大会を実施するに当たり、これに関する事務を円滑に処理するため、鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第三条の規定に基づき、臨時に鳥

取県皇族奉迎本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 本部は、国立公園大会(以下「大会」という。)及び県内御視察についての企画、立案及び実施に関する事務を処理する。

二 大会部

力 事迎の記録編纂その他広報に関する事項
 モ 物品の搬送に関する事項
 タ 車両の調達及び配車に関する事項
 レ 電話の架設に関する事項
 ノ その他他部の所管に属しない事項

イ 大会の総合企画に関する事項

ロ 原生省、財團法人国立公園協会その他公團機関との連絡に関する事項

ハ 大会式典その他の大会行事の運営に関する事項

ト 大会会場の整備に関する事項

ナ 野外活動隊に関する事項

ハ 大会招待者に関する事項

ト 大会奉仕者に関する事項

ナ 大会会場の整理に関する事項

リ 大会参加者の輸送及び車両の整理に関する事項

ヌ 観光案内に関する事項

ル 前各号のほか、大会に関する事項

三 奉迎部

イ 奉迎送事務の総括に関する事項

ロ 特別奉迎送者に関する事項

ハ 一般県民の奉迎送に関する事項

二 前各号のほか、奉迎送に関する事項

四 御視察部

イ 御視察先との協議連絡に関する事項

ロ 御視察先の準備設営に関する事項

ハ 展示品御覧に関する事項

二 前各号のほか、御視察箇所の選定以外の御視察に関する事項

五 衛生部

イ 奉迎関係者の食品衛生に関する事項

ロ お成り先における環境衛生及び予防防疫に関する事項

ハ 看護に関する事項

ニ 前各号のほか、衛生に関する事項

ハ 駐車場の整備 (大会会場内を除く。)に関する事項

イ 駐道筋の道路整備 (大会会場内を除く。)に関する事項

ホ 前各号のほか、駻道筋の道路及び駐車場に関する事項

リ 次の表の上欄に掲げる部に、それぞれ中欄に掲げる班を置き、班

にそれぞれ下欄に掲げる係を置く。

部名	班	名	班	名
総務部	総務班	総務係	総務班	総務係
	接待班	接待係	接待班	接待係
	調達班	調達係	調達班	調達係
	報道班	報道係	報道班	報道係
大会部	招待班	招待係	宿舎班	宿舎係
	給食班	給食係	第一宿舎班	第一宿舎係
	調整班	調整係	第二宿舎班	第二宿舎係
大工部	大工部	大工部	大工部	大工部
	第一大工部	第一大工部	第二大工部	第二大工部
商工部	商工部	商工部	商工部	商工部
	第一商工部	第一商工部	第二商工部	第二商工部
社会教育部	社会教育部	社会教育部	社会教育部	社会教育部
	第一社会教育部	第一社会教育部	第二社会教育部	第二社会教育部
衛生部	衛生部	衛生部	衛生部	衛生部
	厚生衛生班	厚生衛生班	衛生班	衛生班
工芸部	工芸部	工芸部	工芸部	工芸部
	織物班	織物班	織物班	織物班
	道路班	道路班	道路班	道路班
	施設班	施設班	施設班	施設班

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

鳥取県訓令第七号

鳥取県県本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を次のとおり定める。

昭和四十一年六月一日

鳥取県知事 石 碩 二 朗
鳥取県県本部で取り扱う文書に付する記号は、別表のとおりとする。

(記名)

第一条 鳥取県県本部で取り扱う文書に付する記号は、別表のとおりとする。

(記名)

第二条 公文の記名は、本部長、副部長又は主務部長名を用いるものと

この記名は、昭和四十一年六月一日から施行する。

附 則

この記名は、昭和四十一年六月一日から施行する。

(難解)

第六条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は、知事が別に定める。

2 本部長を補佐するため、本部付を置く。

3 部に部長を、班に班長を、及び係に係長を置く。ただし、必要がある場合は、部に副部長若しくは部付を、班に副班長を、又は係に主任を置くことができる。

(職制)

2 班及び係の分掌事務は、知事が別に定める。

第五条 本部に、本部長及び副本部長を置き、それぞれ知事及び出納長をもつて充てる。

3 部に部長を、班に班長を、及び係に係長を置く。ただし、必要がある場合は、部に副部長若しくは部付を、班に副班長を、又は係に主任を置くことができる。

(職制)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日在籍の場合は、
休日のと日)

告 示 目 次

ゴルフ場に係る娛樂施設利用税の税率の等級

◆告 示

昭和四十一年度に許可すべき保安林の立木の皆伐面積の
限度

鳥取県告示第二百八十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の
規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ
き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を
すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十一年六月一日

鳥取県知事 石破二朗	水源かん養保安林	船岡用瀬	○、四八船岡
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の 規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。	西伯大山	日野溝口江府	一、五二用瀬
鳥取県告示第二百八十九号	西伯見	中山米子	○、三七米子
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の 規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。	西伯見	西伯見	一、三三会見
鳥取県告示第二百八十九号	西伯見	岸本米子	○、一〇米子
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の 規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。	西伯見	西伯見	三、六二西伯
鳥取県告示第二百八十九号	西伯見	江府本	四、六九岸本
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の 規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。	西伯見	江府本	四、三三溝口
鳥取県告示第二百八十九号	西伯見	江府本	二、四四江府
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の 規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。	西伯見	江府本	二、二一八宮内
鳥取県告示第二百八十九号	西伯見	門野	○、〇六門野
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の 規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。	西伯見	孝靈山	二、二〇孝靈山
鳥取県告示第二百八十九号	西伯見	法勝寺	○、八二法勝寺
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の 規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。	西伯見	大谷奥	○、一〇大谷奥
鳥取県告示第二百八十九号	西伯見	金吉	一、六、七〇東伯
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の 規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。	西伯見	金吉	一、七、一三三朝
鳥取県告示第二百八十九号	西伯見	金吉	一、七、八四金吉
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の 規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。	西伯見	金吉	一、八、七五東鄉
鳥取県告示第二百八十九号	西伯見	金吉	一、六、七〇東伯

別表		衛生部	衛生部	衛生部
総務部	総務部	本部	本部	本部
調査部	調査部	本部	本部	本部
報道部	報道部	本部	本部	本部
大会部	大会部	本部	本部	本部
招待部	招待部	本部	本部	本部
宿舎部	宿舎部	本部	本部	本部
給食部	給食部	本部	本部	本部
宿舎部	宿舎部	本部	本部	本部
大会場整備班	大会場整備班	奉大招	奉大招	奉大招
整理班	整理班	奉大整	奉大整	奉大整
輸送班	輸送班	奉大輸	奉大輸	奉大輸
本迎部	本迎部	奉本迎	奉本迎	奉本迎
御视察部	御视察部	奉視總	奉視總	奉視總
総務班	総務班	奉視厚	奉視厚	奉視厚
厚生御视察班	厚生御视察班	奉視商	奉視商	奉視商
商工御视察班	商工御视察班	奉視社	奉視社	奉視社
社会教育御视察班	社会教育御视察班	奉視社	奉視社	奉視社